

通所介護サービス事業開設指針

笛吹市

地域密着型通所介護サービスは笛吹市での指定となりますが、地域密着以外の通所介護サービスの指定は山梨県への届出となります。

笛吹市内の高齢者福祉、介護サービス環境の整備を図ると共に、事業者の皆様様のサービスの適正な提供、健全な運営に結び付けていただくため、笛吹市のサービス供給状況などの情報提供を行い、笛吹市の通所介護サービスに対する考え方をお示しします。開設をご検討いただく上での材料としてください。

1. 笛吹市の介護サービス利用状況

通所介護サービスは、H28年度からの地域密着型サービス（通所介護）も含め事業所数、給付費共に増加していますが、地域密着型通所介護事業所の多くが定員に満たない利用人数であることも踏まえると、新規開設者が安定した事業運営が出来るようになるためには相当の運転資金が必要になると考えます。

※第7期笛吹市介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）参照

＊笛吹市 HP⇒公開情報⇒主な行政計画⇒笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画⇒

「笛吹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」

<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/koukai.php?id=116>

2. 通所介護サービス事業設置に関する考え方

笛吹市内にはH30年8月現在、通所介護サービス事業所20件（定員621人）、地域密着型通所介護事業所24件（定員291人）があり、利用待機などの状況は発生していません。また、通所系では通所リハビリテーションや小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護もあり、各事業共に定員を下回る利用実態にあることから、需要と供給のバランスとしては供給過多であるといえます。

通所介護の定員は、1日の利用定員であります。サービス利用は毎日～週1回等、利用者のニーズ、介護度などに応じて多様であり、定員の数倍の利用者を確保しなければ運営は安定しないのが実状です。また、介護サービスはケアプランに基づいて提供されるため、利用者のニーズ、事業所認知度、ケアマネジャーとの信頼関係等が不可欠であると考えます。

こうしたことから、新設の通所介護事業所が運営を安定させるまでには、利用者ニーズに沿うための需要調査、ケアマネジャーとの関係づくりに時間をかける必要が生じ、その間の職員人件費を含めた維持費として相当なランニングコストを覚悟しておくことが重要です。なぜなら、利用者を早急に確保する手立てではなく、保険者である市はもちろん、ケアマネジャーにおいても利用者を特定の事業者へ誘導させることは不可能であるからです。

そこで以下の点を充分検討したうえで開設準備に当たっていただきたいと考えます。

- ① 笛吹市における人口構造、要介護認定・介護給付の状況等を十分に検討してください。
- ② 笛吹市、開設予定地域の通所介護事業所、居宅介護支援事業所の状況について確認してください。
- ③ 開設予定事業所の認知度向上、居宅介護支援事業所との関係づくりも含めた取組みを具体的に計画化してください。
- ④ 開設資金には、開設後のランニングコストを十分に検討し、財源の確保を行ってください。

介護保険事業は、事業であると同時に高齢者福祉でもあります。その本質が福祉にあり、住民や地域社会に貢献するものでなければなりません。サービス利用者のニーズに応え、福祉に資することなくして存在価値は薄れてしまうものと考えます。保険者である市と一緒に笛吹市の介護福祉を支えるパートナーという意識を持っていただきたいと思えます。

3. 笛吹市介護保険事業者連絡会への参加について

笛吹市では、介護保険事業者の相互の連携と情報交換などを通じて介護保険事業者の振興を図るとともに、笛吹市内の高齢者福祉、介護福祉環境づくりを行政と一緒に取り組んでいただくために、市内事業者と所属職員による「笛吹市介護保険事業者連絡会」を設置しています。

年 5 回開催しています全体会でテーマを設定しての研修や情報交換を行っています。また、業種系に分かれての部会では、事例検討や意見交換などにも取り組んでいます。笛吹市内の全事業者が参加していますので、ご理解のうえ積極的に参加し、その場を活用していただけますようお願いいたします。

笛吹市役所
長寿介護課給付適正担当